

《令和7年4月～》

地方税法	項	号	特例対象資産	特例の概要	取得期間	適用期間	特例率	わがまち	添付書類
第349条 03	2		ガス導管事業用資産	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する償却資産		5年間	1/3		ガス事業法に規定する事業の許可証
						その後5年間	2/3		
	27		家庭的保育事業	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産			1/3	○	事業の認可を受けたことがわかる書類
	28		居宅訪問型保育事業	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産			1/3	○	事業の認可を受けたことがわかる書類
	29		事業所内保育事業	児童福祉法に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が五人以下であるものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産			1/3	○	事業の認可を受けたことがわかる書類

《～令和7年3月》

地方税法	項	号	特例対象資産	特例の概要	取得期間	適用期間	特例率	わがまち	添付書類
第349条 03	2		ガス導管事業用資産	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する償却資産		5年間	1/3		ガス事業法に規定する事業の許可証
						その後5年間	2/3		
	27		家庭的保育事業	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産			1/3	○	事業の認可を受けたことがわかる書類
	28		居宅訪問型保育事業	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産			1/3	○	事業の認可を受けたことがわかる書類
	29		事業所内保育事業	児童福祉法に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が五人以下であるものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産			1/3	○	事業の認可を受けたことがわかる書類

法附則	項	号	特例対象資産	特例の概要	取得期間	適用期間	特例率	わがまち	添付書類
第15条 25	1	公共の危害防止設備等	水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設で総務省令で定めるもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場で総務省令で定めるもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの (PCBに係る処理施設)	R6.4～R8.3		1/2	○	施設設置許可証、事業許可証、処理過程(処理フロー)図等	
				R6.4～R8.3		1/2			
	2			R6.4～R8.3		2/3			
	3			R6.4～R8.3		1/3			
	4			R6.4～R8.3		4/5	○		
	5			R6.4～R8.3					
	1	特定再生可能エネルギー発電設備	イ 太陽光発電設備 (1,000kw未満) ※ 固定価格買取制度(FIT)対象外 【※1】または【※2】に該当するもの ロ 風力発電設備 (20kw以上) ハ 地熱発電設備 (1,000kw未満) ニ バイオマス発電設備 (10,000kw以上20,000kw未満)	R6.4～R8.3	3年間	2/3	○	【太陽光】 ※2または※3に係る補助金等の交付決定通知書等 【太陽光以外】 再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書等	
	2		バイオマス発電設備 (10,000kw以上20,000kw未満) ※一般木質バイオマス・農産物に収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料						
	3		イ 太陽光発電設備 (1,000kw以上) ※ 固定価格買取制度(FIT)対象外 【※1】に該当するもの ロ 風力発電設備 (20kw未満) ハ 水力発電設備 (5,000kw以上) ニ 水力発電設備 (5,000kw未満)						
	4		ロ 地熱発電設備 (1,000kw以上) ハ バイオマス発電設備 (10,000kw未満)						
43	先端設備	中小企業者等が認定先端設備導入計画に基づき取得した先端設備等に該当する償却資産 【※5】対象者、対象設備に要件あり	賃上げ表明 1.5%以上	R7.4～R9.3	3年間	1/2		導入計画申請書および認定書等 【※4】	
			賃上げ表明 3%以上	R7.4～R9.3	5年間	1/4			

法附則	項	号	特例対象資産	特例の概要	取得期間	適用期間	特例率	わがまち	添付書類
第15条 25	1	公共の危害防止設備等	水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設で総務省令で定めるもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場で総務省令で定めるもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの (PCBに係る処理施設)	R6.4～R8.3	3年間	2/3	○	施設設置許可証、事業許可証、処理過程(処理フロー)図等	
	2								
	3								
	4								
	1	特定再生可能エネルギー発電設備	イ 太陽光発電設備 (1,000kw未満) ※ 固定価格買取制度(FIT)対象外 【※1】または【※2】に該当するもの ロ 風力発電設備 (20kw以上) ハ 地熱発電設備 (1,000kw未満) ニ バイオマス発電設備 (10,000kw以上20,000kw未満) ※一般木質バイオマス・農産物に収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料	R6.4～R8.3	3年間	6/7	○	【太陽光】 ※2または※3に係る補助金等の交付決定通知書等	
	2								
	3								
	4								
44	先端設備	中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備導入計画に基づき取得した先端設備等に該当する償却資産 【※5】対象者、対象設備に要件あり	賃上げ表明なし	R5.4～R7.3	3年間	1/2		導入計画申請書および認定書等 【※4】	
			賃上げ表明あり	R5.4～R6.3	5年間				
				R6.4～R7.3	4年間	1/3			

【※1】地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた設備で以下のいずれにも該当するもの

- ① 50kw以上
- ② 以下のいずれかに該当するもの
 - ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を受けて取得したもの
 - ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）を受けて取得したもの
 - ・非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業）を受けて取得したもの
 - ・(株)脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に係るもの
- ③ 建物の屋根に設ける設備でないこと
- ④ 公有地に設ける設備でないこと

【※2】グリーンイノベーション基金補助金（産業技術実用化開発事業費補助金または特定公募型研究開発費補助金）のうち、次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）の開発プロジェクトの支援を受けたもの

【※3】地域経済振興課への申請時に、税務課への情報提供に同意をされている場合は不要

- 【※4】・添付書類のほかに「課税標準の特例適用申請書」の提出が必要
- ・添付書類は写し可

【※5】対象者：資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）

対象資産：投資計画に記載された①から④の設備

【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】

- ① 機械装置（160万円以上）
- ② 測定工具及び検査工具（30万円以上）
- ③ 器具備品（30万円以上）
- ④ 建物附属設備（60万円以上）※建物と一体となって効用を果たすものを除く。